

対談

光通信グループ事件にみる 法人税法132条の3の射程(下)

— 連結納税に係る令和7年7月1日裁決を素材に

北海道大学大学院法学研究科教授・元国税審判官 佐藤修二
弁護士・元国税審判官 向笠太郎

連結納税制度に係る行為計算否認規定が適用された光通信グループ事件は、現行のグループ通算制度にも課題を投げかけるものなのか——。前編では、ともに元国税審判官である北海道大学大学院法学研究科の佐藤修二教授と向笠太郎弁護士に、令和7年7月1日裁決を素材として、法人税法132条の3の不当性要件の判断基準や「一連の行為」の捉え方について検討していただいたが、後編では、両制度における繰越欠損金の取扱いの違いを踏まえ、現行法の下でも同様の事案が生じ得るのかを掘り下げる。

さらに、遮断措置を利用した租税回避を防ぐ個別規定と同条との関係を検討、納税者が再編の事業目的やシナジー効果をどのような具体的事実・資料によって裏付けるべきか、否認に対する主張立証のポイントも示していただいた。

4. 検討(承前)

(3) グループ通算制度下においても、本件と同様の事件は起きるか

佐藤：ここまでは、132の3の解釈という少し抽象的な視点で本裁決の意義について検討をしました。次に、連結納税制度が廃止され、グループ通算制度が導入された現在でも、本件と同様の事案が生じ得るとした場合、本裁決は大いに参考になると思うのですが、グループ通算制度の下でも、本件のような事象が発生することはあり得るのでしょうか。

向笠：その点を検討するに当たっては、連結納税制度とグループ通算制度の違いを理解する必

要がありますので、少し細かい話になりますが、まずはその点からご説明をさせていただきます。

先ほど、行為の一連性についてお話ししましたが、それは、あくまでどのような目的で行われたかの確認のためであって、重要なのは具体的行為です。そして、本件では、やはり本件株式交換2がそれに当たります。事案の概要で紹介したとおり、本件株式交換2の結果、X社は、P社連結事業年度末である2017年3月31日を迎える直前の同月30日にP社連結納税から離脱し、P社連結納税の連結申告には一度も参加